

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（596）」

2. 日時：平成30年1月16日 10時00分～12時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ 副長（他3名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年11月7日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価「事故シーケンスグループの抽出及び重要事故シーケンスの選定について」について説明があった。また、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価における使用済燃料損傷防止対策及び運転停止中原子炉燃料体の損傷防止対策について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【崩壊熱除去機能喪失（停止時）】

- 外部電源喪失時に格納容器隔離がされ、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による除熱が停止される設計の考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価